9/21
赤旗

シリーズ
戦争法 廃止しかない

明白な「違憲立法」

「論理的整合性」のウソ

今回の戦争法ほど「違憲立法」との声が相次いでいるものはありません。憲法学者、弁護士、そして元内閣法制局長官、元最高裁長官・判事にいたるまで、法曹関係者がこぞって反対しています(表)。歴代政権が「憲法上、できない」としてきた集団的自衛権の行使容認を「閣議決定」でクーデター的に強行し、「憲法が国家を縛る」という立憲主義を根底から覆すものだからです。

年来の憲法解釈が一片の閣議決定で

憲法9条は交戦権を否認し、一切の軍事力不保持を定めています。ただ、歴代自民党政権は「我が国に対する武力攻撃」が発生した場合の反撃(個別的自衛権の行使)は許されるとの憲法解釈を取ってきました。

これに対して集団的自衛権は、日本に対する武力攻撃が発生していなくても「他国防衛」のために武力行使を可能にするものです。歴代政府は集団的自衛権の行使容認を「憲法上、許されない」という立場を確立。この憲法解釈は60年以上、変更されませんでした。

ところが安倍政権は昨年7月の「閣議決定」で、「我が国の存立が根底から覆され、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合、集団的自衛権の行使を可能にした「武力行使の新3要件」を決定。その内容は「存立危機事態」対処として、戦争法に盛り込まれました。

「合憲性」の根拠 批判相次ぎ崩壊

このような解釈改憲に公然と批判の声が上がったのは、6月4日の衆院憲法審査会です。与党推薦の長谷部恭男(やすお)・早大教授が「集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす」と批判。出席した3人の憲法学者全員が「違憲」と述べました。

あわてた政府は6月9日、「新3要件は、従前の憲法解釈との論理的整合性等が十分に保たれている」とする政府見解を出しました。

その根拠の一つは1959年の砂川最高裁判決です。しかし、同判決は米軍駐留が「違憲ではない」と判断したものであり、自衛権については言及しているだけで何も判断していません。

もう一つの根拠である72年の政府見解は、「自衛のための必要な措置」に言及しつつ、「集団的自衛権は憲法上、許されない」と結論付けています。これを、閣議決定(昨年7月)は「安全保障環境が根本的に変容」したとして、「自衛のための必要な措置」に集団的自衛権の行使を加えたものです。

これらについては、宮崎礼壹(れいいち)元内閣法制局長官が「(72年政府見解における)集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも、論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くない」と批判し、痛打を与えました。(6月22日、衆院安保特)

おごれる与党側 よりどころ失う

以後、衆参両院の参考人質疑などで同様の批判が繰り返され、集団的自衛権行使「合憲」性の根拠はことごとく崩れ、完全に決着はつきました。それでも政府・与党側からは「学者が判断するのではない。最高裁の判決に基づいて政府が判断する」との傲慢(ごうまん)な態度が繰り返されました。

ところが山口繁元最高裁長官が沈黙を破り、「少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲」と指摘しました。砂川判決についても「集団的自衛権の行使を意識して書かれたとは到底考えられません」と断じました。(「朝日」3日付など)

山口氏の異例の発言で、「最高裁のお墨付き」という、最後のよりどころまで崩れたのです。

立憲主義を否定 民主主義の危機

政府は選挙での多数派で構成され、立法は最後には多数決で決められます。しかし、「多数」がつねに正しいわけではありません。「多数」に立脚した国家を憲法が縛り、暴走を止めるのが「立憲主義」です。

しかし、安倍政権が行った一片の「閣議決定」による解釈改憲は、時の政権が憲法を都合のいいように、いくらでも解釈できる道を開いてしまいました。憲法の上に政府を置く独裁政治につながるものです。

立憲主義の否定こそ、これだけの国民が民主主義の危機を感じて立ち上がった最大の要因と言えます。

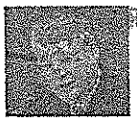

長谷部恭男・早稲田大教授

「従来の政府見解の論理の枠内で説明がつかず、法的安定性を揺るがす」(6月4日、衆院憲法審査会)

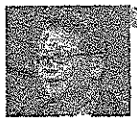

笹田栄司・早稲田大教授

「ギリギリの線を踏み越えてしまったので違憲」(同)

小林節・慶応大名誉教授

「憲法9条2項を変えずに海外で戦争するのは9条違反」(同)

宮崎礼壹・元内閣法制局長官

「集団的自衛権の行使容認は、限定的でも従来の政府見解と相いれない。法案は憲法違反、速やかに撤回を」(6月22日、衆院安保特)

阪田雅裕・元内閣法制局長官

「存立危機事態が、わが国自身が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合に限られないのなら、政府見解の論理的前提を逸脱する」(同)

山口繁・元最高裁長官

「少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲」(9月3日付、「朝日」)=写真、共同通信社

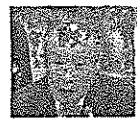

大森政輔・元内閣法制局長官

「集団的自衛権の行使は閣議決定でなしうる範疇を超えた措置であり、無効」(9月8日、参院安保特)

伊藤真・弁護士

「国民主権、民主主義、憲法、立憲主義に反する。ただちに廃案に」(同)

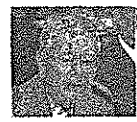

浜田邦夫・元最高裁判事

「最高裁で(法案の)絶対違憲の判決が出ないという楽観論に根拠はない」(9月15日、参院安保特・中央公聴会)

水上貴央・弁護士

「武器等防護は新3要件の縛りもなく、フルスペックの集団的自衛権であり、明確な違憲の条文だ」(9月16日、参院安保特・地方公聴会)